

令和 8 年 5 月 1 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和8年5月1日（金） 16時00分から16時30分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 第1委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名 第69号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
第70号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
第71号議案 在外選挙人名簿の抹消について（国内転入後4箇月経過）
第72号議案 在外選挙人名簿の登録について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員 長	<p>【16:00開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。</p>
事務局	<p>【第69号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、509人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p style="text-align: center;">抹消者（男 248人 女 261人 計 509人）</p>
委員 長 委 員	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第69号議案可決)</p>
事務局	<p>【第70号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、463人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p style="text-align: center;">抹消者（男 224人 女 239人 計 463人）</p>
委員 長 委 員	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第70号議案可決)</p>
事務局	<p>【第71号議案】在外選挙人名簿の抹消について（国内転入後4箇月経過） 公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、4名については、国内の市町村に新たに住所が定められた日後4箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。</p> <p style="text-align: center;">抹消者（男 1人 女 3人 計 4人）</p>
委員 長 委 員	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第71号議案可決)</p>

<p>事務局</p> <p>委員長</p>	<p>【第72号議案】在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第30条の6第1項及び第2項の規定により、在外選挙人名簿に登録される資格を有する者からの申請を受理したので、在外選挙人名簿に登録する。 登録者（男 1人 女 4人 計 5人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第72号議案可決)</p>
<p>事務局</p>	<p>これをもって、選挙管理委員会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">【16：30閉会】</p>